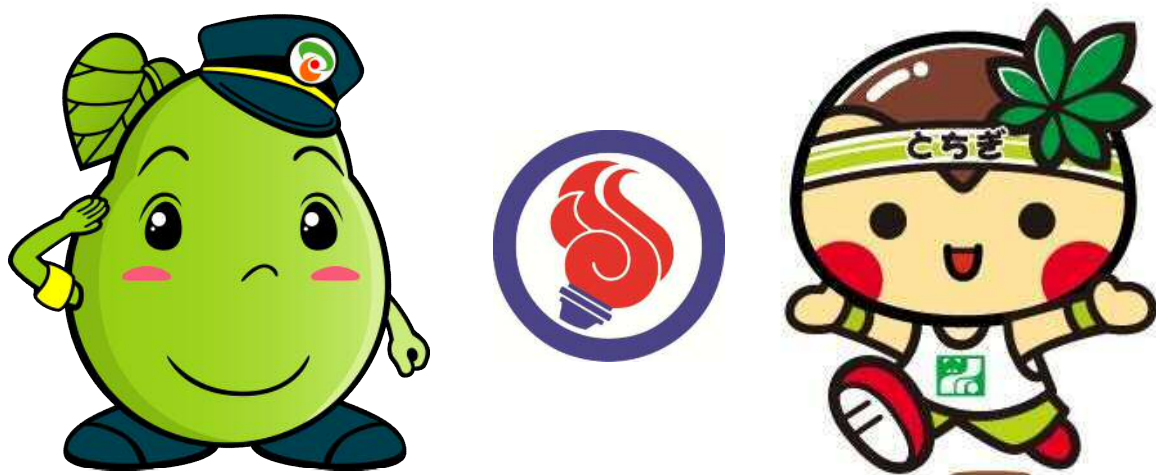


いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第1回 宿泊衛生専門委員会



いちご^{いちえ}一会とちぎ国体
第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

日時 令和元（2019）年8月30日（金）午後3時
会場 下野市役所庁舎3階 会議室303

目 次

■ いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第1回 宿泊衛生専門委員会

(1) 報告事項

報告第1号 いちご一会とちぎ国体概要	・・・	2
報告第2号 いちご一会とちぎ国体 開催準備経過	・・・	4
報告第3号 いちご一会とちぎ国体 下野市開催基本方針	・・・	5
報告第4号 いちご一会とちぎ国体 下野市開催推進総合計画	・・・	6
報告第5号 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則	・・・	10
報告第6号 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会から常任委員会への委任事項	・・・	16
報告第7号 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会規程	・・・	17

(2) 審議事項

審議第1号 いちご一会とちぎ国体 下野市宿泊基本計画(案)	・・・	21
議案第2号 いちご一会とちぎ国体 下野市医事衛生基本計画(案)	・・・	22
審議第3号 いちご一会とちぎ国体 下野市医療救護対策要項(案)	・・・	23
審議第4号 いちご一会とちぎ国体 下野市感染症(防疫)対策要項(案)	・・・	25
審議第5号 いちご一会とちぎ国体 下野市食品衛生対策要項(案)	・・・	27
審議第6号 いちご一会とちぎ国体 下野市環境衛生対策要項(案)	・・・	29

◆ 参考資料

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会名簿	・・・	31
いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員名簿	・・・	35

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第1回 宿泊衛生専門委員会

次 第

日時 令和元（2019）年8月30日（金）

午後3時～

場所 市庁舎3階 303 会議室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第1回 宿泊衛生専門委員会

(1) 報告事項

- 報告第1号 いちご一会とちぎ国体概要
- 報告第2号 いちご一会とちぎ国体 開催準備経過
- 報告第3号 いちご一会とちぎ国体 下野市開催基本方針
- 報告第4号 いちご一会とちぎ国体 下野市開催推進総合計画
- 報告第5号 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則
- 報告第6号 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会から常任委員会への委任事項
- 報告第7号 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会規程

(2) 審議事項

- 審議第1号 いちご一会とちぎ国体 下野市宿泊基本計画（案）
- 議案第2号 いちご一会とちぎ国体 下野市医事衛生基本計画（案）
- 審議第3号 いちご一会とちぎ国体 下野市医療救護対策要項（案）
- 審議第4号 いちご一会とちぎ国体 下野市感染症（防疫）対策要項（案）
- 審議第5号 いちご一会とちぎ国体 下野市食品衛生対策要項（案）
- 審議第6号 いちご一会とちぎ国体 下野市環境衛生対策要項（案）

(3) その他

4. 閉 会

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第1回 宿泊衛生専門委員会

報 告 事 項



報告第1号

第77回国民体育大会 いちご一会とちぎ国体の概要

1 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るくしようとするものである。

2 主催

大会：(公財)日本スポーツ協会、文部科学省、栃木県

競技会：(公財)日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町

3 開催時期

○ 本大会開催時期：2022年9月中旬～10月中旬

○ 本大会開催期間：11日以内

※ 会期については開催3年前(2019年)に(公財)日本スポーツ協会が開催県と協議して決定

4 愛称・スローガン・マスコットキャラクター

○ 愛称：「いちご一会とちぎ国体」

○ スローガン：「夢を感動へ。感動を未来へ。」

○ マスコットキャラクター：「とちまるくん」

5 実施予定競技

正式競技 (37)	本市開催 (2)	サッカー・・・【大松山運動公園陸上競技場】 ハンドボール・・・【石橋体育センター】 (※サッカー、ハンドボールともに他市町との広域開催)
	他市町 開催	陸上競技、水泳、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、銃剣道 ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
特別競技 (1)	他市町 開催	高等学校野球(硬式及び軟式)
公開競技 (5)	他市町 開催	綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ
デモンストレーション スポーツ (18)	本市開催 (1)	キンボールスポーツ、
	他市町 開催	インディアカ、オリエンテーリング、クリケット、3B体操、スポーツチャンバラ、スポーツ吹矢、ソフトバレーボール、ターゲット・バードゴルフ、タグラグビー、ダンススポーツ、ドッジボール、パークゴルフ、バウンドテニス、フォークダンス、フットベースボール、フライングディスク、ペタンク

報告第2号

いちご一会とちぎ国体 開催準備経過について

※ は市関係分

年 度	内 容
2012年度 (平成24年度)	(公財) 栃木県体育協会が平成34年第77回国民体育大会の招致に関する要望書を県、県議会及び県教育委員会に提出
	栃木県議会が国体招致を決議
2013年度 (平成25年度)	栃木県知事・栃木県教育委員会・栃木県体育協会会長の連盟により国民体育大会開催要望書を(公財)日本体育協会及び文部科学省に提出
	(公財)日本体育協会が平成34年第77回国民体育大会の栃木県開催を了解(内々定)
2014年度 (平成26年度)	第77回国民体育大会栃木県準備委員会の設立
	第77回国民体育大会栃木県準備委員会において開催基本方針の決定
2015年度 (平成27年度)	第77回国民体育大会開催基本構想の策定
	会場地市町村第2次選定 【サッカー(少年男子)、ハンドボール(全種別)】
2016年度 (平成28年度)	第1次選定、第2次選定12競技の中央競技団体正規視察
	栃木県議会において国民体育大会開催に関する決議
	デモンストラーションスポーツ(キンボールスポーツ)開催希望申請書を栃木県に提出
	デモンストラーションスポーツ第1次選定(キンボールスポーツ)内定通知
	第77回国民体育大会愛称・スローガンの決定 【愛称】いちご一会とちぎ国体 【スローガン】夢を感動へ。感動を未来へ。
	第77回国民体育大会マスコットキャラクターの制定 「とちまるくん」
2017年度 (平成29年度)	栃木県知事、栃木県教育委員会、栃木県体育協会の連盟により国民体育大会開催申請書を(公財)日本体育協会会長及び文部科学省に提出
	(公財)日本体育協会第3回理事会において第77回国民大会(本大会)の開催地に栃木県が内定
2018年度 (平成30年度)	第77回国民体育大会下野市準備委員会設立発起人会
	第77回国民体育大会下野市準備委員会設立総会・第1回総会
2019年度 (令和元年度)	(公財)日本体育協会理事会において第77回国民大会(本大会)の会期が2022年10月1日～11日に決定
	第77回国民体育大会下野市準備委員会第2回総会及びいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第1回総会

いちご一会とちぎ国体下野市開催基本方針

1 基本方針

下野市は、古代下野国(栃木県)の中心地として栄え、多くの史跡が残されており、気候が温暖で、姿川と田川に挟まれた肥沃な平野が広がる自然災害の少ないまちです。

その街並みは、JR宇都宮線の3駅を中心としてコンパクトに形成され、北関東自動車道や国道4号、新国道4号等の交通利便性に加え、東京への近接性など、地理的優位性を有し製造業や物流等の諸産業、自治医科大学・同附属病院を中心とした高度医療、農産物を活かした豊かな食文化などにより、安全・安心な、住みよい都市として発展してまいりました。

そのような中で、2022年に栃木県で開催される第77回国民体育大会は、市民のスポーツへの関心を高め、生涯スポーツを推進する好機と捉え、すべての市民が「する」「みる」「支える」といった大会への参加や関わりを通して、気軽にスポーツを楽しめる地域づくりを推進します。

また、国民体育大会は選手・監督などの大会関係者や応援する多くの方々が全国から訪れる機会であるため、市民を挙げて、おもてなしの心を持って温かくお迎えし、下野市の自然や歴史、文化、食などの多彩な魅力を全国に発信する大会を目指します。

2 実施目標

(1) 市民総参加

すべての市民が大会に「参加する(する)」「応援する(みる)」「協力する(支える)」といった関わりを持つことで、市民一人ひとりがスポーツに親しみ、地域の絆が深まる大会を目指します。

(2) 下野市の魅力を発信

本市の多彩な魅力ある地域資源を積極的に活用し、全国から訪れる皆さまをおもてなしの心で温かくお迎えするとともに、本市の魅力を全国に発信する大会を目指します。

(3) 「市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”」の推進

本市は、近年、オリンピックアスリートや優れた選手を多く輩出しております。今後とも、プロスポーツへの支援や歴史あるマラソン・駅伝大会の開催、スポーツ施設の充実・整備を進め、「市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”」の実現に結びつく大会を目指します。

(4) 地域スポーツの活性化

大会開催を、多くの市民にスポーツに対する興味や関心をより一層高める絶好の機会ととらえ、地域における健康づくりや生きがいづくり、絆づくりなど、スポーツがより一層、地域に根付く大会を目指します。

いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合計画

いちご一会とちぎ国体（以下「国体」という。）の成功に向け、下野市民の元気と力を集結し「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」の実現につながる国体を目指し、下野市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、国体を一過性のものとせず、スポーツを通じてまちづくりの好循環につながる国体とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる国体を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

国体開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、参加した選手をはじめ、国体に関わった人々を通じて下野市の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力を全国に向けて発信する。

(4) 市民運動

市民ひとり一人が国体開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加する機運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと一丸となって国体を盛り上げていくことにより、国体終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

(5) 観光・接伴

選手・監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、下野市の観光・文化など多彩な魅力を紹介し、もう一度訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなどあらゆる手段を講じながら効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存市有施設の有効活用に努めることを前提としながら、国体開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行う。

(9) 宿泊

選手や監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、大会参加者が最良のコンディションで十分に活躍できるよう、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、国体に携わるすべての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制を確立する。

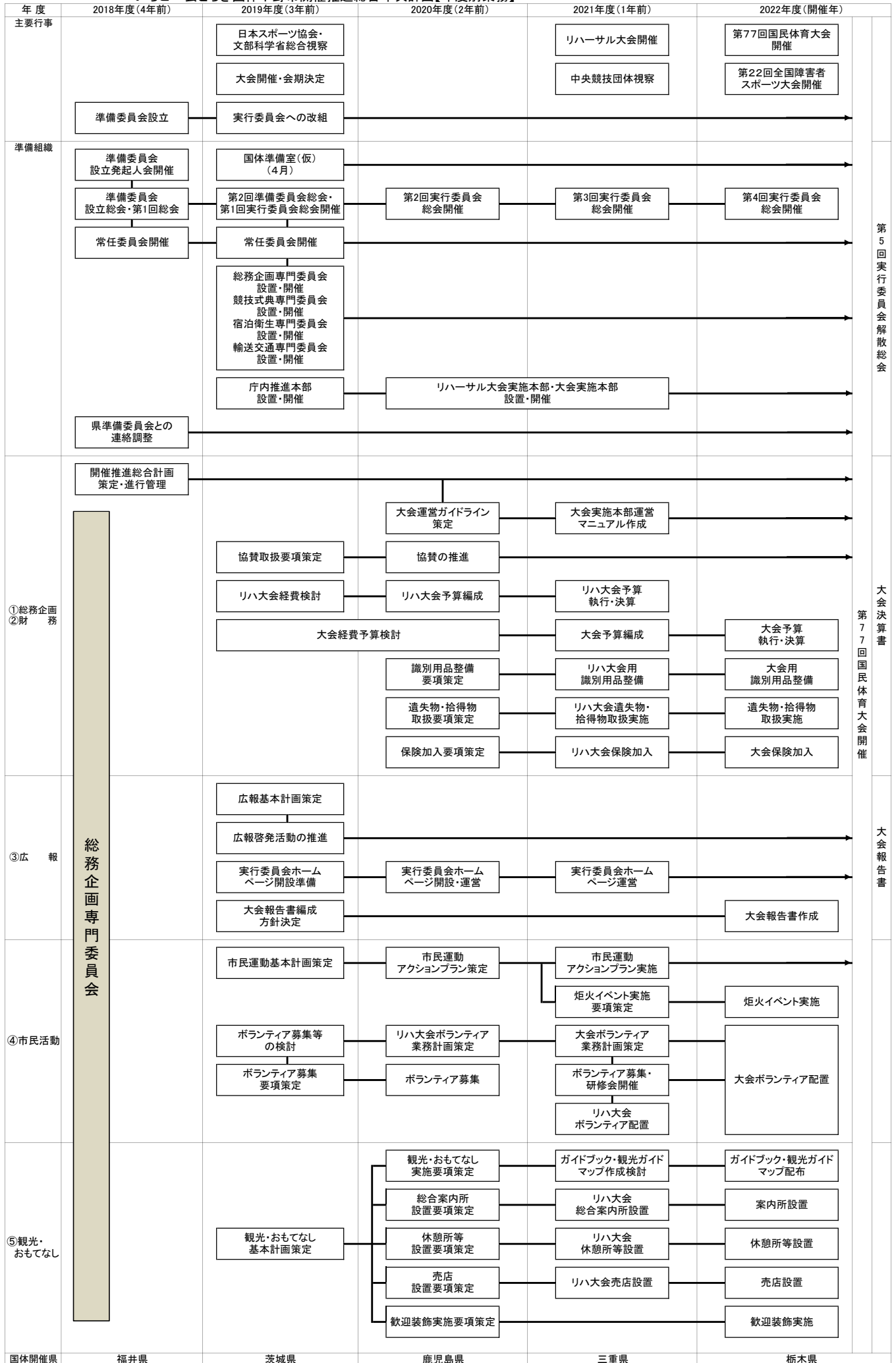
(11) 輸送・交通

下野市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努める。併せて、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防・警備

競技会場その他国体関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時の緊急対策について万全を期するため、県、競技団体、消防・警察その他関係機関と緊密に連携しながら、消防防災・警備体制の確立を図る。

いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画【年度別業務】



第5回実行委員会解散総会

第77回国民体育大会開催

大会報告書

総務企画専門委員会

いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画【年度別業務】

年度	2018年度(4年前)	2019年度(3年前)	2020年度(2年前)	2021年度(1年前)	2022年度(開催年)	
⑥競技	競技式典専門委員会	競技運営基本計画策定	競技別実施計画策定	競技別実施要項策定 競技日程・組合せ表(案)作成	競技別プログラム作成 組合せ抽選会実施	
		競技用具整備計画検討	競技用具整備計画策定 競技用具整備	競技役員等編成(案)作成	競技役員等編成決定・委嘱	
			競技会係員・補助員編成計画策定	競技会係員・補助員編成決定及び養成	競技会係員・補助員の委嘱	
		リハ大会開催基本計画策定	競技別リハール大会実施要項策定			
		練習会場地案作成	練習会場協力依頼	練習会場借用依頼		
			デモスポ実施要項検討	デモスポ実施要項策定	デモスポ開催	
			情報通信基本計画策定	情報通信業務実施要項策定	臨時通信施設架設設置	
⑦式典			式典基本計画策定	式典実施要項策定	各競技会 開始式・表彰式の実施	
⑧施設			施設整備基本計画策定	リハ大会会場 設営仕様書作成	リハ大会会場設営 大会会場 設営仕様書作成	大会会場設営
			競技施設整備の実施			
⑨宿泊	宿泊衛生専門委員会	宿泊基本計画策定	リハ大会宿泊 要項作成	大会宿泊 要項作成	大会宿泊本部設置	
		第一次仮配宿 シミュレーション	第二次仮配宿 シミュレーション	第三次仮配宿 シミュレーション	大会配宿実施	
			リハ大会弁当調達 要項作成	大会弁当調達 要項作成	大会弁当調達	
⑩医事衛生	医事衛生専門委員会	医事衛生基本計画 策定	医療救護対策 要項策定	医療救護対策 実施要領策定	救護所 設置計画策定	
			感染症(防疫)対策 要項策定	感染症(防疫)対策 要領策定	防疫対策実施 計画策定	
			食品衛生対策 要項策定	食品衛生対策 要領策定	食品衛生対策 実施計画策定	
			環境衛生対策 要項策定	環境衛生対策 要領策定	環境衛生対策 実施計画策定	
				廃棄物処理 計画策定	廃棄物処理 実施	
⑪輸送交通	輸送交通専門委員会	輸送交通 基本計画策定	リハ大会輸送 計画策定	リハ大会計画輸送 実施	輸送本部設置	
		輸送業務実施 要項策定	計画輸送 シミュレーション	会場地輸送 計画策定		
		輸送計画等調査	交通対策業務実施 要項検討	交通対策業務実施 要項策定		
⑫消防警備	消防警備専門委員会	消防防災・警備業務 基本計画策定	消防防災・警備業務 実施要項策定	大会自主警備 計画策定	消防警備本部設置	
			リハ大会消防警備 計画策定	リハ大会消防警備 本部設置		
国体開催県	福井県	茨城県	鹿児島県	三重県	栃木県	

第77回国民体育大会開催

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、第77回国民体育大会において、下野市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 下野市を代表する者
- (2) 下野市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は下野市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。

- 3 副委員長は副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまにない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。
(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規程により、専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を得て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 本会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 本会はその目的が達成されたときに解散するものとする。

2 本会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補足

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成30(2018)年11月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和元(2019)年8月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則の施行の際現に第77回国民体育大会下野市準備委員会の委員、顧問及び参与である者は、この会則の施行の日に、第4条第2項の規定によりいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の委員に、第9条第2項の規定によりいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の顧問及び参与に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際現に準備委員会の専門委員である者は、この会則の施行の日に、第13条第1項の規定によりいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 4 この会則の施行の際現に効力を有する準備委員会の関係規程及び開催基本方針並びに各種計画中、「第77回国民体育大会」とあるものは「いちご一会とちぎ国体」と「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。

報告第6号

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会総会から
常任委員会への委任事項

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること
- 5 広報及び市民協働に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則（平成30（2018）年11月12日施行）第13条第3項の規定に基づき、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、又は議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期を準用する。
(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31（2019）年2月4日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 観光・おもてなしに関すること。 6 炬火イベントに関すること。 7 他の専門委員会に属さない事項に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技会の運営に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設の整備に関すること。 4 情報通信に関すること。 5 その他競技式典に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊及び配宿計画に関すること。 2 環境衛生及び食品衛生に関すること。 3 医療救護に関すること。 4 その他宿泊衛生に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送・交通に関すること。 2 消防・警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第1回 宿泊衛生専門委員会

審 議 事 項



審議第1号

いちご一会とちぎ国体下野市宿泊基本計画（案）

1 目的

いちご一会とちぎ国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）を温かくお迎えし、県、宿泊施設その他関係機関との連携により、大会参加者が最良のコンディションで十分に活躍できるよう、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

2 基本事項

(1) 宿泊

- ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）とする。
- イ 市内の旅館等だけで大会参加者を収容することが困難な場合は、県、関係機関・団体等と協議のうえ、公共施設や近隣市町村の宿舎を利用する。
- ウ 宿舎の選定にあたっては、風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。

(2) 配宿

- ア 選手、監督及び競技会に係る役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意する。
- イ 選手及び監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別等を考慮する。
- ウ 役員、視察員、報道員その他関係者の宿舎は、原則として選手及び監督とは別の宿舎とする。
- エ 大会参加者を近隣市町村の宿舎に配宿する場合は、県と協議して行う。

(3) 宿泊料金

- ア 大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協定し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

- ア 大会参加者に提供する食事は、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、栃木県産の豊かな食材を多く取り入れ、郷土色豊かなものとする。

審議第2号

いちご一会とちぎ国体下野市医事・衛生基本計画（案）

1 目的

いちご一会とちぎ国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）等、国体に携わるすべての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制を確立する。

2 基本事項

(1) 医療救護

大会参加者等の傷病に速やかに対処するため、競技団体、医療機関その他関係機関・団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送など、医療救護体制を整える。

(2) 感染症（防疫）

大会参加者等の感染症の発生を防止するため、保健所その他関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、保健衛生に対する意識の向上を図る。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生を予防するため、保健所その他関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生に対する意識の向上を図るとともに、大会期間中に提供する飲食物の安全対策に努める。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舎、競技会場等における環境衛生の取組を推進するとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

審議第3号

いちご一会とちぎ国体下野市医療救護対策要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における医療救護について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会は、県実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置し、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等ができるよう医療救護対策を実施する。

3 実施項目

（1）競技会場における医療救護

ア 競技会場に救護所を設置し、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員及び係員等を配置する。

イ 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具（AEDを含む）、その他備品等を配備する。なお、医薬品については、アンチドーピングに細心の注意を払って配備するものとする。

ウ 救護所では、患者に対する応急処置及び軽易な治療とし、必要と認めるときは、医療機関に移送するものとする。

（2）練習会場における医療救護

関係機関・団体等と協議のうえ、練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。なお、医薬品については、アンチドーピングに細心の注意を払って配備するものとする。

（3）宿舎における医療救護

大会に参加する選手・監督、及び役員等が宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎管理者が医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに市実行委員会に連絡する。

4 救急自動車の配備

救急自動車等の配備は、別途関係機関と協議して定める。

5 医療費の負担

医療費は、救護所での診療費用及び救急自動車による移送費用を除き、全て受診者が負担するものとする。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護対策について必要な事項は、別に定める。
- (2) 市実行委員会主催イベント等、及び競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

審議第4号

いちご一会とちぎ国体下野市感染症（防疫）対策要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における感染症（防疫）対策に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会は、県実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て感染症（防疫）対策を実施する。

3 実施項目

（1）感染症予防意識の普及啓発

関係機関・団体等と連携し、大会参加者等の感染症発生予防に万全を期するため、防疫に対する正しい知識の普及及び意識の向上に努める。

（2）感染症に関する情報の収集及び提供

流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用して大会参加者等への情報提供及び注意喚起に努める。

（3）健康診断等の実施

消化器系感染症の発生予防を重点とし、必要に応じて、健康診断、腸内細菌検査等の実施を敢行するよう指導し、病原体保有の有無を確認する。

（4）防疫体制の整備

大会関係者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて、法令等に基づき必要な措置を講じる。また、関係機関が迅速に対応できるよう必要な緊急連絡体制を整備する。

4 その他

（1）この要項に定めるもののほか、感染症（防疫）対策について必要な事項は、別に定める。

（2）市実行委員会主催イベント等、及び競技別リハーサル大会における感染症（防疫）対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

審議第5号

いちご一会とちぎ国体下野市食品衛生対策要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市衛生基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における食品衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会は、県実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 実施項目

（1）食品衛生意識の普及啓発

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、保健所及び関係機関の協力を得て、宿舎及び食品取扱施設の営業者等に対し、食品衛生に関する正しい知識の普及及び意識の啓発を図るとともに、自主的な衛生管理の向上を促す。また、大会参加者等に対し、食品衛生意識の普及啓発を行い、食品衛生に対する意識の向上に努める。

（2）監視・指導

保健所及び関係機関と連携し、食品取扱施設等に対する監視・指導等を実施し、施設の衛生確保及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。特に大会参加者の宿舎（転用施設等含む）、弁当調製施設・弁当引換所、土産食品の製造・販売施設、競技会場内食品販売所、競技会場内休憩所（おもてなし等提供する場合）に対しては、重点的に監視・指導を行う。

（3）食中毒等発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、被害の拡大を防止するため、食品衛生法に基づき必要な措置を講じるとともに、保健所等関係機関が迅速に対応できるよう連絡体制を整備する。

4 その他

（1）この要項に定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。

（2）市実行委員会主催イベント等、及び競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

審議第6号

いちご一会とちぎ国体下野市環境衛生対策要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市衛生基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における環境衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会は、県実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 実施項目

（1）競技会場等の環境美化

ア 地域住民、民間団体及び関係団体等の協力を得て、競技会場及びその周辺の清掃を行うなど、清潔な会場づくりに努める。

イ 大会準備及び実施に当たっては、ごみの減量化及び再資源化に努める。

（2）河川・道路等の環境美化

関係機関・団体等と連携し、河川、道路等公共の場所及び観光地の清掃等環境美化に努めるとともに、廃棄物等の投棄及び放置の禁止などマナーの向上を図る。

（3）宿舎の環境美化

関係機関・団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な環境の下で過ごせるよう、宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

（4）飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関と連携し、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るとともに、大会期間中の給水体制整備の確立を図り、飲料水の衛生保持に努めるよう指導する。

4 その他

（1）この要項に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。

（2）市実行委員会主催イベント等、及び競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

参 考 資 料



いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 委員

(順不同・敬称略)

【会長】 1名

No.	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
1	市関係	下野市	市長	広瀬 寿雄

【委員】 101名

No.	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
2	市議会関係	下野市議会	議長	秋山 幸男
3		下野市議会	副議長	石田 陽一
4		下野市議会総務常任委員会	委員長	岡本 鉄男
5		下野市議会経済建設常任委員会	委員長	松本 賢一
6		下野市議会教育福祉常任委員会	委員長	大島 昌弘
7		県競技団体	公益社団法人 栃木県サッカー協会	会長
8	栃木県ハンドボール協会		会長	五十嵐 清
9	栃木県キンボールスポーツ連盟		理事長	田村 孝士
10	市競技団体関係	下野市サッカー協会	会長	吉澤 賢一
11	スポーツ関係	下野市スポーツ推進審議会	会長	野口 俊明
12		下野市スポーツ推進委員会	会長	梁島 耕治
13		下野市体育協会	会長	野口 俊明
14		下野市スポーツ少年団	本部長	大山 茂
15		NPO法人夢くらぶ国分寺	理事長	増渕 進
16		NPO法人元気ワイワイ南河内	理事長	内木 登
17		NPO法人グリムの里スポーツクラブ	理事長	金田 幸子
18		株式会社栃木サッカークラブ	代表取締役社長	橋本 大輔
19	学校関係	下野市小学校長会	会長	谷田部 二三子
20		下野市中学校長会	会長	阿嶋 敬一
21		栃木県立石橋高等学校	校長	永山 一夫
22		下野市幼稚園連合会	会長	遠井 佳代子
23		学校法人自治医科大学	学長	永井 良三
24	産業・経済関係	下野市商工会	会長	長 光博
25		石橋商工会	会長	吉田 宗司
26		宇都宮農業協同組合	代表理事組合長	芝野 三郎
27		小山農業協同組合	代表理事組合長	福田 浩一郎
28		下野市青年クラブ協議会	会長	清水 克俊
29		下野市建設業協同組合	理事長	前原 正義
30		下野市造園建設業協同組合	理事長	大橋 久也
31		下野市管工事業協同組合	理事長	吉田 宗司
32		下野市本場結城紬振興協議会	会長	松本 脩
33		下野市立地企業連絡協議会	会長	植草 英一郎
34		株式会社 道の駅しもつけ	取締役支配人	後藤 勲
35		企業組合すがたがわ	代表理事	池田 栄
36		通信・運輸関係	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社小金井駅	駅長
37	下野・壬生タクシー事業者協議会		会長	荒川 弘幸
38	日本郵便株式会社 下野小金井郵便局		局長	秋山 広一
39	東日本電信電話株式会社栃木支店		支店長	長谷部 周彦
40	東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社		支社長	矢島 浩二
41	一般社団法人栃木県バス協会		会長	手塚 基文
42	東京海上日動火災保険株式会社 小山支社		支社長	三浦 信明
43	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	会長	広瀬 寿雄
44		一般社団法人栃木県旅行業協会	会長	國谷 一男
45		石橋飲食旅館料理組合	組合長	青木 保雄
46		下野市食生活改善推進員協議会	会長	齋藤 好子
47		下野市農村生活研究グループ協議会	会長	菊地 百合子
48		小山食品衛生協会石橋支部	支部長	阿部 澄夫
49		国分寺食品衛生協会	会長	篠崎 哲夫
50		南河内食品衛生協会	会長	須藤 好章

No.	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
51	医療関係	一般社団法人小山地区医師会下野支部	支部長	佐藤 慎
52		一般社団法人小山歯科医師会	会長	手束 公一
53		一般社団法人小山薬剤師会	会長	山田 利信
54		公益社団法人栃木県看護協会小山地区支部	支部長	前原 多鶴子
55		日本赤十字社栃木県支部下野市地区	地区長	広瀬 寿雄
56		自治医科大学付属病院	病院長	佐田 尚宏
57		医療法人社団友志会石橋総合病院	理事長	正岡 太郎
58		医療法人小金井中央病院	理事長	田中 昌宏
59	警備・消防関係	石橋地区消防組合消防本部	消防長	須田 実
60		下野市消防団	団長	倉井 茂樹
61		交通安全協会下野支部	支部長	奥田 勉
62		下野地区防犯協会連合会	会長	広瀬 寿雄
63		下野市交通指導員連絡協議会	会長	上野 友彦
64		下野市女性防火クラブ	会長	海老原 新子
65	社会団体関係	下野市自治会長連絡協議会	会長	川俣 一由
66		下野市国内交流協会	会長	川俣 一由
67		下野市国際交流協会	会長	伊沢 一郎
68		社会福祉法人下野市社会福祉協議会	会長	小口 昇
69		下野市子ども会育成会連絡協議会	会長	稲見 綾子
70		下野市PTA連絡協議会	会長	渡邊 善正
71		下野市老人クラブ連合会	会長	山田 博
72		下野市緑化推進委員会	会長	川俣 一由
73		下野市文化協会	会長	中川 賢一
74		一般財団法人 グリムの里いしばし	理事長	伊澤 勝彦
75		下野市民生委員児童委員協議会	会長	倉井 金男
76		下野ライオンズクラブ	会長	田村 友輝
77		石橋ライオンズクラブ	会長	小池 隆男
78		下野市身体障害者福祉会	会長	金島 亀夫
79		下野市ボランティア連絡協議会	会長	海老原 新子
80		下野市健康推進員協議会	会長	上野 文夫
81	報道関係	日本放送協会宇都宮放送局	局長	村木 優実子
82		株式会社産経新聞社宇都宮支局	支局長	鈴木 憲司
83		株式会社下野新聞社下野支局	支局長	野村 明敏
84		株式会社テレビ朝日宇都宮支局	支局長	小平 和英
85		東京新聞宇都宮支局	支局長	蒲 敏哉
86		ケーブルテレビ株式会社	代表取締役	高田 光浩
87		株式会社とちぎテレビ	代表取締役社長	黒内 和男
88		株式会社栃木南部よみうり	営業部長	尾池 護
89		株式会社朝日新聞社宇都宮総局	総局長	矢崎 雅俊
90		株式会社毎日新聞社宇都宮支局	支局長	上鶴瀬 浄
91		株式会社読売新聞社小山支局	支局長	林 栄太郎
92	市関係	下野市	副市長	山中 庄一
93		下野市教育委員会	教育長	池澤 勤
94		下野市総合政策部	部長	小谷野 雅美
95		下野市総務部	部長	梅山 孝之
96		下野市市民生活部	部長	山中 利明
97		下野市健康福祉部	部長	手塚 均
98		下野市産業振興部	部長	栃本 邦憲
99		下野市建設水道部	部長	瀧澤 卓倫
100		下野市議会事務局	局長	谷田貝 明夫
101		下野市教育委員会事務局	教育次長	坪山 仁
102		下野市	会計管理者	小川 幸男
103		下野市	代表監査委員	大久保 武

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 顧問・参与

(順不同・敬称略)

【顧問】 1名

No.	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
104	県議会関係	栃木県議会	議員	高山 和典

【参与】 23名

No.	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
105	市議会関係	下野市議会	議員	秋山 幸男
106	市議会関係	下野市議会	議員	石田 陽一
107	市議会関係	下野市議会	議員	岡本 鉄男
108	市議会関係	下野市議会	議員	松本 賢一
109	市議会関係	下野市議会	議員	大島 昌弘
110	市議会関係	下野市議会	議員	坂村 哲也
111	市議会関係	下野市議会	議員	伊藤 陽一
112	市議会関係	下野市議会	議員	五戸 豊弘
113	市議会関係	下野市議会	議員	貝木 幸男
114	市議会関係	下野市議会	議員	石川 信夫
115	市議会関係	下野市議会	議員	相澤 康男
116	市議会関係	下野市議会	議員	奥田 勉
117	市議会関係	下野市議会	議員	中村 節子
118	市議会関係	下野市議会	議員	高橋 芳市
119	市議会関係	下野市議会	議員	小谷野 晴夫
120	市議会関係	下野市議会	議員	磯辺 香代
121	市議会関係	下野市議会	議員	村尾 光子
122	市教育委員	下野市教育委員会	委員	永山 伸一
123	市教育委員	下野市教育委員会	委員	三橋 明美
124	市教育委員	下野市教育委員会	委員	熊田 裕子
125	市教育委員	下野市教育委員会	委員	石嶋 和夫
126	国・県関係	国土交通省関東地方整備局 宇都宮国道事務所 国分寺出張所	出張所長	笹井 昭広
127	国・県関係	下野警察署	署長	間宵 浩司

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 役員

(順不同・敬称略)

【会長】 1名

No.	選出区分	所属機関・団体名及び役職	役職	氏名
1	市関係	下野市	市長	広瀬 寿雄

【副会長】 7名

No.	選出区分	所属機関・団体名及び役職	役職	氏名
1	市議会関係	下野市議会	議長	秋山 幸男
2	産業・経済関係	下野市商工会	会長	長 光博
3		石橋商工会	会長	吉田 宗司
4	スポーツ関係	下野市体育協会	会長	野口 俊明
5	社会团体関係	下野市自治会長連絡協議会	会長	川俣 一由
6	市関係	下野市	副市長	山中 庄一
7		下野市教育委員会	教育長	池澤 勤

【常任委員】 33名

No.	選出区分	所属機関・団体名及び役職	役職	氏名
1	市議会関係	下野市議会	副議長	石田 陽一
2		下野市議会総務常任委員会	委員長	岡本 鉄男
3		下野市議会経済建設常任委員会	委員長	松本 賢一
4		下野市議会教育福祉常任委員会	委員長	大島 昌弘
5	県競技団体	公益社団法人 栃木県サッカー協会	会長	星野 務
6		栃木県ハンドボール協会	会長	五十嵐 清
7		栃木県キンボールスポーツ連盟	理事長	田村 孝士
8	スポーツ関係	下野市スポーツ推進審議会	会長	野口 利明
9		下野市スポーツ推進委員会	会長	梁島 耕治
10		NPO法人夢くらぶ国分寺	理事長	増淵 進
11		NPO法人元気ワイワイ南河内	理事長	内木 登
12		NPO法人グリムの里スポーツクラブ	理事長	金田 幸子
13	学校関係	下野市小学校長会	会長	谷田部 二三子
14		下野市中学校長会	会長	阿嶋 敬一
15		栃木県立石橋高等学校	校長	永山 一夫
16	通信・運輸関係	下野・壬生タクシー事業者協議会	会長	荒川 弘幸
17		一般社団法人栃木県バス協会	会長	手塚 基文
18	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	会長	広瀬 寿雄
19		石橋飲食旅館料理組合	組合長	青木 保雄
20	医療関係	一般社団法人小山地区医師会下野支部	支部長	佐藤 慎
21	警備・消防関係	下野市交通指導員連絡協議会	会長	上野 友彦
22	社会团体関係	社会福祉法人 下野市社会福祉協議会	会長	小口 昇
23		下野市子ども会育成会連絡協議会	会長	稲見 綾子
24		下野市PTA連絡協議会	会長	渡邊 善正
25	報道関係	株式会社下野新聞社下野支局	支局長	野村 明敏
26	市関係	下野市総合政策部	部長	小谷野 雅美
27		下野市総務部	部長	梅山 孝之
28		下野市市民生活部	部長	山中 利明
29		下野市健康福祉部	部長	手塚 均
30		下野市産業振興部	部長	栃本 邦憲
31		下野市建設水道部	部長	瀧澤 卓倫
32		下野市議会事務局	局長	谷田貝 明夫
33		下野市教育委員会事務局	教育次長	坪山 仁

【監事】 2名

No.	選出区分	所属機関・団体名及び役職	役職	氏名
1	市関係	下野市	会計管理者	小川 幸男
2		下野市	代表監査委員	大久保 武

総務企画専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会	
			役職	氏名
1	スポーツ関係	下野市体育協会	会長	野口 俊明
2	スポーツ関係	株式会社栃木サッカークラブ	運営部ホームタウン	赤井 秀行
3	学校関係	下野市小学校長会	薬師寺小学校長	海老原 忠
4	学校関係	下野市中学校長会	国分寺中学校長	石崎 雅也
5	学校関係	栃木県立石橋高等学校	教頭	石原 直和
6	学校関係	下野市幼稚園連合会	野ばら幼稚園園長	佐藤 麻矢子
7	学校関係	学校法人自治医科大学	総務部長	前 健一
8	産業・経済関係	下野市商工会	副会長	野田 善一
9	産業・経済関係	石橋商工会	理事	小堀 義美
10	産業・経済関係	宇都宮農業協同組合	南河内営農経済センター長	坂入 宏一
11	産業・経済関係	小山農業協同組合	北部営農支援センター長	小林 裕二
12	宿泊・観光関係	下野市観光協会	事務局長	川嶋 恵美子
13	社会団体関係	下野市自治会長連絡協議会	副会長	渡邊 欣宥
14	社会団体関係	下野市国内交流協会	監事	本橋 保夫
15	社会団体関係	下野市国際交流協会	副会長	黒須 重光
16	社会団体関係	下野市社会福祉協議会	事務局次長兼総務課長	角田 充仙
17	社会団体関係	下野市子ども会育成会連絡協議会	副会長	杉浦 伸介
18	社会団体関係	下野市PTA連絡協議会	会長	渡邊 喜正
19	社会団体関係	下野市老人クラブ連合会	会長	山田 博
20	社会団体関係	下野市文化協会	副会長	高橋 佳枝
21	社会団体関係	下野市ボランティア連絡協議会	会計	福田 白
22	市関係	総合政策部総合政策課	課長	福田 充男
23	市関係	総合政策部市民協働推進課	課長	野口 範雄
24	市関係	健康福祉部社会福祉課	課長	所 光子
25	市関係	健康福祉部こども福祉課	課長	仙頭 明久

総務企画専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会	
			役職	氏名
26	市関係	健康福祉部高齢福祉課	課長	瀬下 忠司
27	市関係	産業振興部農政課	課長	清水 光則
28	市関係	産業振興部商工観光課	課長	伊澤 巳佐雄
29	市関係	教育委員会事務局学校教育課	課長	田澤 孝一
30	市関係	教育委員会事務局生涯学習文化課	課長	手塚 芳子
31	市関係	教育委員会事務局文化財課	課長	山口 耕一

競技式典専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会	
			役職	氏名
1	県競技団体	公益社団法人栃木県サッカー協会	理事	福田 治
2	県競技団体	栃木県ハンドボール協会	副理事長	岸 裕行
3	県競技団体	栃木県キンボールスポーツ連盟	理事長	田村 孝士
4	市競技団体関係	下野市サッカー協会	会長	吉澤 賢一
5	スポーツ関係	下野市スポーツ推進委員会	会長	梁島 耕治
6	スポーツ関係	下野市スポーツ推進委員会	副会長	松山 裕
7	スポーツ関係	下野市体育協会	副会長	金島 真
8	スポーツ関係	下野市スポーツ少年団	本部長	大山 茂
9	スポーツ関係	NPO法人夢くらぶ国分寺	理事	増山 裕子
10	スポーツ関係	NPO法人元気ワイワイ南河内	事務局長	熊谷 美里
11	スポーツ関係	NPO法人グリムの里スポーツクラブ	理事長	金田 幸子
12	学校関係	栃木県立石橋高等学校	地域連携教員	影山 貴之
13	学校関係	学校法人自治医科大学	教授	板井 美浩
14	市関係	総合政策部総合政策課	課長	福田 充男
15	市関係	教育委員会事務局教育総務課	課長	近藤 善昭
16	市関係	教育委員会事務局学校教育課	課長	田澤 孝一

宿泊衛生専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会	
			役職	氏名
1	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	事務局長	川嶋 恵美子
2	宿泊・観光関係	石橋飲食旅館料理組合	組合長	青木 保雄
3	宿泊・観光関係	下野市食生活改善推進員協議会	会長	齋藤 好子
4	宿泊・観光関係	下野市農村生活研究グループ協議会	会長	菊地 百合子
5	宿泊・観光関係	小山食品衛生協会石橋支部	支部長	阿部 澄夫
6	宿泊・観光関係	国分寺食品衛生協会	会長	篠崎 哲夫
7	宿泊・観光関係	南河内食品衛生協会	顧問	早川 進
8	医療関係	一般社団法人小山地区医師会下野支部	支部長	佐藤 慎
9	医療関係	一般社団法人小山歯科医師会	副会長	黒田 裕之
10	医療関係	一般社団法人小山薬剤師会	理事	塩野入 洋
11	医療関係	公益社団法人栃木県看護協会小山地区支部	助産師	渡部 睦美
12	市関係	市民生活部環境課	課長	坂本 秀夫
13	市関係	健康福祉部健康増進課	課長	近藤 和行
14	市関係	産業振興部農政課	課長	清水 光則
15	市関係	産業振興部商工観光課	課長	伊澤 巳佐雄

輸送交通専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会	
			役職	氏名
1	通信・運輸関係	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 小金井駅	駅長	江面 貴之
2	通信・運輸関係	下野・壬生タクシー事業者協議会	会長	荒川 弘幸
3	通信・運輸関係	一般社団法人栃木県バス協会	専務理事	小矢島 応行
4	警備・消防関係	石橋地区消防組合消防本部	警防課長	鯉沼 崇
5	警備・消防関係	下野市消防団	副団長	小平 友一
6	警備・消防関係	交通安全協会下野支部	支部会計	蓬田 英夫
7	警備・消防関係	下野地区防犯協会連合会	理事	関 久雄
8	警備・消防関係	下野市交通指導員連絡協議会	副会長	茂呂 昭雄
9	警備・消防関係	下野市女性防火クラブ	副会長	五月女 豊子
10	国・県関係	国土交通省関東地方整備局宇都宮 国道事務所国分寺出張所	出張所長	笹井 昭広
11	国・県関係	下野警察署	交通課長	矢吹 幸大
12	市関係	市民生活部安全安心課	課長	関 久雄
13	市関係	建設水道部建設課	課長	保沢 明



〒329-0492 栃木県下野市笹原 26

スポーツ振興課

TEL0285-32-8920 FAX0285-32-8611

E-mail : sports@city.shimotsuke.lg.jp

<http://www.city.shimotsuke.lg.jp>